

2017年9月25日

日本ジオパーク委員会の機能強化（案）

日本ジオパーク委員会事務局

1. 概要

- ・日本ジオパークの認定とユネスコ世界ジオパーク（UGGp）に申請する国内のジオパークの推薦、UGGp再審査の前年審査を、年間10～15件程度実施する機関である。
- ・委員は学術団体（日本地震学会、日本火山学会、日本第四紀学会、日本地理学会、日本地質学会）から推薦を受けた者と、関係団体の全国地質調査業協会連合会、自然公園財団から推薦を受けた者からなる。
- ・2008年に日本地質学会ジオパーク設立推進委員会から、関係5学会会長宛にJGC委員の推薦などの依頼したことにより、産業技術総合研究所（産総研）の委員会として発足し、産総研が事務局を担当した。そして、尾池委員長のもと学術団体に支えられた組織として運営されていた。
- ・2015年にJGC事務局がJGN事務局に移行した。
- ・ジオパークがユネスコの正式事業になったことをうけ、2016年1月25日に、日本におけるUGGp事業の、登録審査業務に関して権限を持つ機関であるナショナル・コミッティとして、日本ユネスコ国内委員会より正式に認証された。
- ・今回の改編案は、これまでのJGCの議論検討を踏まえ、JGCの機能強化を目的として、JGC事務局が改編案を提案するものである。

2. JGCの役割

- ・ジオパークに求められる学術的価値、および長年の世界のジオパーク活動の中で経験知として蓄積されてきた判断基準に基づく根拠のある公正な審査を実施すること。
- ・審査の関係書類、基準作り・見直しを行い、地域からの要請に応じてジオパーク活動の支援を行うこと。
- ・JGCの認定判断の独立性を確保すること。

3. 現状の審査過程

- ・申請書審査、プレゼンテーション審査、現地審査を行い、現地審査委員が作成する報告書に基づいて、JGCにて議論の後、日本ジオパークの認定やUGGpの国内推薦の可否が決定される。
※現地審査は、JGC委員と日本ジオパークネットワーク（JGN）加盟地域を運営するスタッフや専門家などからなる現地審査員により行なわれる。
- ・認定期間は4年間のため、4年毎に再認定審査を実施し、認定期間の更新が必要である。再認定審査で、条件付き再認定となった場合は、2年後に再認定審査を実施する。その結果、再び条件付きとなると、認定は取り消される。

4. 現状の JGC 運営の課題

- a. 委員の専門性が地球科学に偏っている。
- b. ユネスコ事業遂行の場合に関連する団体（日本ユネスコ国内委員会や、国際地質科学ジオパークプログラム (IGGP) と地質科学国際研究計画 (IGCP)、世界ジオパークネットワーク (GGN)、国際自然保護連合 (IUCN) 等）との関係性や事業内容の共有が不十分である。
- c. UGGp 作業指針に示されているナショナル・コミッティのモデルは、関係諸機関との連携・調整と UGGp の当事者性が重視されているが、JGC 委員の構成はそれと異なる。
- d. JGN 新規認定、JGN 再認定、UGGp 国内推薦といった審査を受ける地域が年々増加し、申請地域の多様性も増す中で、委員会及び m1 での議論に限界が生じつつある。
- e. ジオパークの急速な拡大により、JGC で十分な検討をする時間もないままに、ジオパーク活動全体における JGC 及び事務局の役割や業務が増大している。
- f. ユネスコの正式事業化に伴い、ジオパーク活動における国際的なネットワーク活動の重要性が増している。そうした中で日本のジオパークに求められる国際的な役割は増えつつある。
- g. ユネスコ、GGN から、日本では、UGGp と日本ジオパークが明確に区別されてなく、UGGp の値打ちを下げているのではないかという疑念が持たれている。そうしたジオパークのブランド管理の問題が生じつつある。

5. 機能強化のポイント

- (1) 多様な専門性や立場の人・組織の関与を促進 (a)
- (2) JGC 及び専門家や関係者による柔軟で透明性のある議論とビジョン共有の場を創出 (d, e)
- (3) 審査や運営の機能と責任を明確化し、学術団体や専門家等の関与を促進 (e, g)
- (4) 国際化とユネスコ事業を意識しつつ、日本の状況を踏まえた体制を構築 (b, c, f)

詳細は、別紙のとおり。